株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づく公表

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第二十八条に基づき、同法施行規則第十一条第二項に規定する「主務省令で定める事項」について次のように公表する。なお、本件にかかる主務省令で定める期間とは、平成二十四年十月一日から十二月三十一日までとする。

平成二十五年九月九日

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構
代表取締役　池田　憲人

1　支援決定を行った件数
六十七件

2　買取申込み等期間の延長を行った件数
該当なし

3　支援決定を撤回した件数
該当なし

4　買取決定を行った対象事業者の概要及び買取りに係る債権の元本総額

一　買取決定を行った対象事業者の概要
宮城県の水産物等卸売業者（津波により設備の一部が損壊し、棚卸資産も滅却）
二　宮城県仙台市の菓子製造販売業者（震災の影響で店舗・設備が一部損壊、材料、在庫も破棄）
三　宮城県沿岸部の印刷業者（津波により建物が損壊し、印刷機械も全損）
四　岩手県北部沿岸の卸売事業者（津波により事務所・商品・在庫が流出）
五　岩手県沿岸部の自動車板金塗装業者（津波により工場事務所が全壊し、設備も流出）
六　宮城県沿岸部のタクシー業者（津波により営業車両が流出した他事務所も損壊）
七　青森県沿岸部の菓子製造事業者（工場事務所・機械装置が津波を受け、営業車両・商品在庫が流出）
八　宮城県沿岸部の卸売事業者（津波により本社施設が損壊、在庫も大半が流出）
九　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により在庫が全て流出し、生産設備に甚大な被害）
十　岩手県沿岸部の美容室（震災により店舗が損壊）
十一　岩手県沿岸部の水産加工業者（震災により事務所の一部が損壊、設備が流出）
十二　岩手県沿岸部の飲食店（津波により店舗が被災）
十三　宮城県沿岸部の運送業者（津波により業務用車両が流出）
十四　岩手県沿岸部の菓子製造業者（津波により工場・事務所が全壊）
十五　岩手県沿岸部の害虫駆除業者（津波により設備が損壊し、人的被害も発生）
十六　宮城県沿岸部の菓子製造・販売業者（津波により本社施設が全壊し、在庫も流出）
十七　宮城県沿岸部のバス事業者（津波により所有する業務用バスが全て流出）
十八　宮城県沿岸部の運送業者（津波により営業所が全壊し、業務用車両も流出）
十九　岩手県沿岸部の製造業者（津波により工場が被災し、設備が水没）
二十　岩手県沿岸部のスポーツ用品店（津波により店舗が半壊し、在庫も流出）
二十一　岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により工場及び事務所が全壊）
二十二　岩手県沿岸部の水産物加工・販売業者（津波により工場が全壊し、固定資産や在庫の全てが流出）
二十三　宮城県の製造業者（震災により設備が損壊）
二十四　宮城県沿岸部の水産物販売業者（津波により工場・事務所が全壊し、在庫も流出）
二十五　岩手県のホテル業者（震災により設備が一部損壊）
二十六　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により工場兼事務所、倉庫、社宅等が全壊）
二十七　岩手県沿岸部の漁業者（津波により事務所・倉庫が全壊し、設備が流出）
二十八　宮城県沿岸部の水産加工業者（震災により事務所・工場・倉庫が全壊）
二十九　宮城県仙台市の電設資材卸売業者（津波により在庫等が水没）
三十　岩手県沿岸部の水産卸売業者（津波により施設・設備が損壊）
三十一　岩手県沿岸部の電気工事業者（津波により事務所・自宅が全壊）
三十二　宮城県仙台市の土木工事業者（震災の影響で売上減少、設備も流出）
三十三　岩手県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が全壊、設備も流出）
三十四　岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により事務所が全壊し、在庫も流出）
三十五　岩手県沿岸部の水産加工業者（津波により工場が全壊）
三十六　福島県沿岸部の電気設備工事業者（原発事故の影響で主要取引先からの受注が激減）
三十七　福島県沿岸部の卸売業者（震災により所有不動産が全壊）
三十八　岩手県沿岸部の飲食業者（津波により店舗が浸水し、設備が流出）
三十九　宮城県沿岸部の水産加工業者（津波により本社工場、事務所、設備が流出）
四十　宮城県沿岸部の食品製造・販売業者（津波により店舗工場が全て流出）

5　現物出資決定を行った対象事業者の概要及び出資総額（債務の株式化等による場合にあっては、出資決定された債権の元本総額）

株式会社ヤマニシ（津波により生産設備に甚大な被害）
出資総額　四十億円

6　対象事業者に係る債権の譲渡その他の処分の類型（債務の免除、債権の譲渡その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数及び対象事業者に係る株式又は持分の譲渡その他の処分の類型（譲渡、消却その他の類型をいう。）ごとの当該処分を行った件数並びに当該おける対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）及び処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

四件

当該処分時における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

三十六億四千九百四十万円

処分後における対象事業者に対する当該債権の元本総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

十六億八千百四十万円

7　一の支援決定に係る全ての再生支援を完了した対象事業者の概要及び対象事業者に対して行った買取決定に係る債権の買取価格の総額（信託の引受けに係る債権を除く。）

該当なし